

【平成29年度多様な主体の連携促進事業調査業務】
研修テキスト指摘事項-修正箇所対応表

修正部分	指摘事項 第1回検討会（8/25）：□ 第2回検討会（10/30）：△ 第1回WG・個別検討（9/29・11/15）：○ 第2回WG（2/13）☆	修正箇所
テキスト全体の書き方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画等に災害時の体制が規定されていることを考慮し、地方公共団体が受け入れやすい形のテキストが望ましい。 ○ 各項目について、それぞれの簡易まとめ（その項目で何が解説されているか）を上部に入れる。 ○ 法律に基づく記載を心がけると分かりやすい。 ○ 連絡先一覧の作成 ○ 費用負担等について触れる。基本的に受援ガイドライン参照。 ○ 災害時・平時の順番とする。 □ 地域防災計画の記載に関する提案 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域に合わせた取組の重要性は記載済。地域防災計画については、部分的な記載に留まっている。 ➤ 各節上部に項目出しを開始。体裁・様式を検討中。 ➤ 関連するものについてはテキスト中に追加。 ➤ 検討中。 ➤ 「受援ガイドライン」P.64 が該当か。 ➤ 2.1「災害時の取組」、2.2「平時の取組」とした。 ➤ 記載方法を検討中。

	<ul style="list-style-type: none"> ☆ どの程度の災害を対象とした内容なのかを明示する。地元での対応力に応じたケース分けを行う。 ☆ 「地元の主体」の記載を追加する。 ☆ NPO・NGO の区別について 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1.3「地域の災害対応力と外部支援」の項目を追加 ➤ 1.3「地域の災害対応力と外部支援」の項目等に記載を追加。 ➤ NPO等に統一。NGOの説明はp.20に記載。
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者支援に関する記載を追加する 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.1 「そうした中、多数の被災者をより適切・効果的に支援するために、～」
1. 2 災害対応・被災者支援の多様な主体について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援PとJVOADの関係の図等を参考に作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.6 図1.4を新たに作成。
1. 2. 1 行政	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 行政が責任を持つつも、市民の力を活用する旨、記載する。 ○ 行政は「法律に書かれていることだけでなく社協やNPO・ボラの調整についても担当する旨記載する」。社協やNPOに調整を丸投げすることは本来の姿ではない旨を伝える。 ☆ 行政が手を出しにくい、もしくはボランティアのほうが上手に対応できる分野があることを記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.8「避難所運営や災害VCの運営など、市民（地域住民、地域団体等）の力を活用し、任せるべき部分は任せるという姿勢も大切です。」 ➤ P.9「行政のみでは対応できない分野でボランティアとして被災者支援を実施する災害VC（社会福祉協議会）、NPO・ボランティア等の多様な主体が行う支援活動との連携・調整に努めることが期待されます。」 ➤ P.9下部～P.10にかけて記載。

<p>1. 2. 2 災害ボランティアセンター (社会福祉協議会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害 VC を通した <u>主な</u> ボランティア活動、との表記に改める。主な活動を列挙する。 ○ 専門ボラ：重機を扱える人たちも土業ではなくても専門ボラに含まれる。建設土木業等。NPO も含めて一般ボラ・専門ボラと NPO の違いを明確にするのが良い。災害ボラにどういう人が含まれているのかを説明する。災害対策基本法のボランティアはこういうもの、社会福祉協議会の VC では～が対象、NPO では～というように“見せる”。 ○ 法律の中では～と書かれているが、ボランティアという言葉の中にはこういう人たち全てを含みます、といった形の記載に。 <p>☆ NPO 等という定義に一般社団法人や市民活動団体という表記があることを説明する。</p> <p>☆ 桜井委員の研修会資料中の「NPO の定義」を追加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.15 の表に例示。 ➤ P.16 「ボランティアとは」に記載 ➤ P.16「災害対策基本法に規定されている「ボランティア」は、個人・法人を問わず被災者の援護等のために自発的に防災活動に参加する者全般をいい、実際の被災地支援活動ではそれぞれ下記のような活動を行っています。」 ➤ P.16 下部で説明。 ➤ P.17 「資料：NPO の定義」を追加。
<p>1. 2. 3 多様な民間の支援主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 網羅的にプレイヤーの多様性を示す。 ☆ NPO の支援活動の説明に明城委員研修資料 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.18 「多様な民間の支援主体」として記載 ➤ P.19 に「資料：NPO 等による支援活動

	<p>の NPO の活動種別写真を掲載。</p> <p>赤十字に関する記載（☆日本赤十字社は法律に基づく活動。別枠で記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業に関する記載を加える。資金面ではない部分に焦点を当てる。 ○ 宗教法人・学校法人の扱いは慎重に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.20 に「日本赤十字社」の項目を追加。 ➤ P.20 「企業・経済団体」の項目を追加。P.21 に「資料：企業による被災者・被災地支援活動の事例」を掲載。 ➤ P.21 の「その他の団体」項目中で記載。
1. 2. 4 「中間支援」と災害における役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な中間支援組織と災害時に動く中間支援組織を詳しく説明する。 △ 行政が中間支援組織と具体的にどのように繋がるかを記載。 ○ いろいろな団体が集まつてくる状況を説明した上で、そのような団体を繋ぎ・顔の見える関係を作る・支援の連携を目指す団体として JVOAD を説明。 ☆ 中間支援に「活動基盤」と「コーディネート」の 2 つの機能があることを記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.15 1.2.4 に中間支援に関する項目を追加 ➤ 近年の災害時に JVOAD が行政と関係を築く際の経緯を記載？ ➤ P.16 に JVOAD の説明を記載 ➤ P.24 に追加。
2. 1. 2 災害～復旧・復興までの 3 フェーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に具体的に各主体が何をするのか、具体的に何をしなければいけないかが分かる形の記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.33 にタイムラインを記載
2. 1. 3 初動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれのフェーズで各主体が何をしているのかある程度一般化して書き、連携の必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.33 のタイムラインで三者については活動を例示。（※）部分については今後記載

	<p>性を書き込む。</p> <p>(※) 上記の状態の中で初動期では災害 VC を立てるか立てないか、場所はどこにするか等の調整がされる。判断するために、被災規模、被災地状況をざっくり把握することは重要（後の支援作業に大きく影響するため）。そのため各アクターが集めている断片的な情報を集合させることで、おおまかではあるが断片的である情報を融合させ被災状況の把握をすることが出来る。連携しないより、精度の高い情報が得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 支援を待つてもらうことも可能な旨を記載 ☆ 初動期に支援希望者からのリサーチ～支援開始というプロセスがあり、その際に行政・社協・NPO 等の地元の組織が重要となることを記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.34 に記載 ➤ P.36 「支援希望者からの問い合わせ・情報発信」に記載。
2. 1. 5 復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボラの支援から法制度による支援に移る時期とし法律一覧（内閣府 HP）の紹介をする。法制度でまかなえないところを地元 NPO と共に支えていくとの記載は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.41 「被災者支援制度に関する情報発信」に記載
2. 2. 1 行政内・行政間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の箇所では、ある程度の災害になった場合は応援（行政）を受け入れることが必要と書いてほしい。 ○ 単一自治体の対応範疇を超える規模の災害 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.48 「資料：災害時の受援体制」に記載 ➤ P.47～P.48 に記載

	<p>時には、行政が公助の部分で他の自治体へ SOS を出すことを明記する。</p> <p>☆ 行政は「危機管理」「まちづくり」「福祉担当」の部署が参画し、行政内での横のつながりが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.47 「関係部局の連携」に記載
2. 2. 2 行政と社会福祉協議会（災害 VC）の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時の事業を通じた信頼関係の構築の記載追加。 ○ 協定・地域防災計画に社協が災害 VC の役割として位置付けられている現状はあるが、協定・計画だけでは十分ではないので、行政と社協の“顔の見える関係”を作ることが大事であり、平時から意識しましょうとの記載にする。 ○ 平時から行政・社協と一緒に関係を作る取組として常設の災害 VC を取り上げ、研修や訓練を行っている事例として京都を取り上げる。京都には全市町村に常設 VC がある。府は人件費を出し、訓練も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.50「平時の事業を通した信頼関係の構築」に記載 ➤ P.50 「～平時から互いの信頼関係を構築し、“顔の見える関係”に基づく信頼感の醸成が連携の礎となります。」 ➤ P.51 「常設型災害 VC の設置」に記載
2. 2. 3 行政と NPO の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政と NPO の関係構築」・「外からやって来る NPO に対してどうやって支援を受け入れ、災害対応を行うかについて考える」ことを記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.52 「NPO・ボランティア団体との関係構築」に記載

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政は外から入ってくる人たちの受援体制を整えておくのが大事。 □ 行政とボランティアは対等の関係である旨を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.53 「災害時に円滑な被災者支援体制を立ち上げるために、地域外からやって来るNPO・ボランティア団体をどのように受け入れ、連携した災害対応を行うか検討することが必要です。」等 ➤ 記載箇所を検討中
2.2.4 多様な主体（行政・社会福祉協議会・NPO等）の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練等の事例を出す。図を出す以上に、作ったものを風化させないための訓練をしている等の取組の重要性を前面に出す記載が良い。災害を想定し、行政・VC・NPO が共に体制を作り、訓練を継続しているのが静岡。 ○ イメージを湧かせるために、各地の事例を挙げる。ネットワーク体を作るだけでなく、機能させることに目を向かせる。（研修会 P.51 園崎委員資料「あらためて協働とは」の記載を参考。個人が主体性を持って取り組んでいないと、実際の災害時に動けない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P58 「このような訓練を通じて災害時を想定した計画や体制の形骸化を防ぎ、対応の能力の強化が図られています。」 ➤ P.59 「このようなネットワーク体は地域防災計画やガイドライン上に設置の記載を追加しただけでは災害時に効果的に機能しません。それぞれのネットワーク体が訓練・ワークショップ等を実施し、議論を通じた参加者間のコンセンサス形成に努めることが重要です。また、計画・ガイドラインを超えた“想定外”的事態に対して臨機応変に対応できることに留意する必要があります。」

2. 2. 5 ボランティアの活動環境の整備のために	<ul style="list-style-type: none"> △ ボランティアが必要な資機材を具体的に記載。 ○ 活動環境の整備に関して記載する。 ○ NPO と行政の連携の部分で費用負担について触れると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 記載方法を検討中。 ➤ P.63～68 に記載。 ➤ P.65 「一般に NPO・ボランティアの活動は彼らの自発的な活動として上記の支援金等を原資として行われるため、被災自治体に対し対価を要求せず無償で行われますが、自治体が様々な形でその活動をサポートすることは可能です。近年の災害時には下記のような NPO・ボランティアへのサポート例があります。災害の規模や状況によって助成のあり方も変わるために、NPO・ボランティアの活動は必ずしも助成のみで充分な活動資金が捻出できる訳ではありません。行政は NPO・ボランティアの財政的基盤が必ずしも十分ではないことに配慮する必要があります。」
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国域・県域・市域の階層は別に示す。 ○ 行政内での連携被災者支援に関わるのは、福祉、市民協働、建設等、様々な部署である。NPO と連携するにあたり、役所内での連携が必要になる。(行政内での横串の必要性) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ P.70 図 2.4 ➤ P.71 「行政内・行政間の体制強化」に記載